

平成27年度事業活動概況

1 平成26年改正税理士法の適正な運用及び次なる税理士法改正に向けた取り組みについて

平成26年改正税理士法の適正な運用に向けては、租税教育等の見直し、報酬のある公職に就いた場合の税理士業務の停止規定等の見直し、補助税理士制度の見直し、税理士に係る懲戒処分の適正化、懲戒免職となった公務員等に係る税理士への登録拒否事由等の見直し、事務所設置の適正化、税理士証票の定期的交換、会費滞納者に対する処分の明確化等の改正項目について、平成26年10月の臨時総会において関係諸規則の整備を行ったのに続き、継続検討としていた一部の項目について、平成27年4月の臨時総会において整備を行った。

これらの改正項目のうち、補助税理士制度の見直しについては、新設された所属税理士とその使用者である税理士又は税理士法人が、所属税理士制度を運用するに当たり生じると想定される様々な疑問点について一定の解釈を示したQ&Aを策定し、会報「税理士界」及びホームページに掲載したほか、所属税理士の現況を把握すべく、各税理士会に対し「〇〇税理士会綱紀規則(準則)」に基づく「所属税理士の直接受任業務に関する報告書」の取りまとめ等を要請した。

税理士証票の定期的交換については、本会会則において「交付日から10年を経過したときは、本会に税理士証票の交換を申請しなければならない」と規定し、平成27年3月31日以前に交付された証票を10年間で順次交換することとしているところ、平成27年度については、約5,200名の税理士会員に「税理士証票定期交換申請書」を送付し、このうち約8割から申請を受けた。

会費滞納者に対する処分の明確化については、会費の免除、滞納会費の徴収整理、会費滞納者に対する会則処分及び懲戒処分のうち、滞納会費の徴収整理に係る「税理士会滞納会費徴収整理細則(準則)」等が平成27年4月から適用されており、各税理士会において規定に沿った調査、督促、徴収等が行われた。

このほかの改正項目についても、その適正な運用を図るべく、各分掌機関等において検討が行われた。

なお、公認会計士に係る資格付与の見直しについて、改正法では、平成29年4月1日以後に公認会計士試験に合格した公認会計士が税理士となる資格を有するためには、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、国税審議会が指定する税法に関する研修を修了することとされた。国税審議会では、法改正の趣旨に則り、指定研修の内容等について、税理士試験合格者との同等性の確保及び透明性の確保の観点から検討が重ねられ、その結果、6月3日の国税審議会税理士分科会において、日本公認会計士協会及び同会が主体となり設立した一般財団法人会計教育研修機構が行う税法に関する研修について、所要の充実策が講じられることを前提にして指定することが決定された。これを受け本会は、公認会計士の税務に関する専門性の向上につながるものとして一定の評価をする一方、新しい研修について同等性が確保されているか、その運用状況を注視していく旨の会長談話を発表するとともに、会報「税理士界」に解説記事を掲載した。

他方、次なる税理士法改正に向けた取り組みについては、時代の変化に対応し、真に信頼される税理士制度を確立するためには不断の検証と見直しが必要であることから、本会では、いち早くその検討を開始した。検討に当たっては、税理士制度が国家や国民・納税者にとってなくてはならない制度

として定着する中、次世代を担う若年層にとってより魅力ある制度として、将来にわたり維持・発展が図られることを基本としている。

2 税制改正への対応について

税制改正への対応については、税理士会及び部・委員会から提出のあった税制改正意見を、公平な税負担、理解と納得のできる税制、必要最小限の事務負担、時代に適合する税制、透明な税務行政の5つの基本的視点から検討し、「平成28年度・税制改正に関する建議書」として取りまとめ、これを財務省・国税庁・総務省・中小企業庁等関係省庁に提出した。

また、日本税理士政治連盟と連携して、各政党の税制調査会等のヒアリングにおいて本会の税制改正意見について説明した。

その結果、平成28年度税制改正において、法人実効税率の更なる引き下げや事業税の外形標準課税拡大の際の中小企業に対する一定の配慮が行われたほか、地方法人課税の偏在是正、IT化の進展に合わせた各種手続きの見直し、税務関係書類へのマイナンバー記載の見直し等の建議項目が実現した。

このほか、国税関係書類に係るスキャナ保存制度の見直し、個人事業者への番号付番のあり方、償却資産に係る固定資産税の賦課期日の見直し、法人課税における中小企業の範囲の見直しなどについて、関係省庁と意見交換を行い、税務の専門家の視点から意見を述べた。

なお、消費税の軽減税率制度については、対象品目の公平な選定が困難であること、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政再建が損なわれ社会保障給付の抑制が必要となることなどの観点から、単一税率制度の維持を強く主張してきたが、平成28年度税制改正大綱において、平成29年4月1日から軽減税率制度が導入されることが明記された。これを受け、会長談話を発表して遺憾の意を表するとともに、同制度に係る疑問点や実務上の問題点等を政党及び関係省庁に提示した。

3 社会保障・税番号制度への対応について

平成27年10月から個人番号及び法人番号の付番が開始され、平成28年1月から運用が開始された社会保障・税番号制度については、税理士事務所等において特定個人情報等が適切に取り扱われ、同制度が円滑に運用されるよう各種施策を実施した。

関係省庁等との意見交換を積極的に行い情報収集に努め、その情報を税理士会会員に還元すべく、税理士会関係役員等を対象とした研修会及び勉強会を計3回実施し、その一部をDVDに収録して各税理士会に配付した。

税理士会会員から寄せられた意見・質問等を踏まえ、平成27年4月に作成した「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」の一部改訂を行ったほか、税務当局における税務代理人の本人確認について、国税庁及び総務省にその取扱いを確認したうえで解説資料を取りまとめ、ホームページにて周知した。併せて、税理士会会員からの相談に対応すべく、同制度の運用開始に備え、各税理士会における相談体制スキームを構築し、地域の実情を勘案し順次整備した。

このほか、税理士会会員が事業者に制度説明をする際のツールとして事業者向けリーフレットを作

成し、ホームページに掲載するとともに、各税理士会を通じて全税理士会会員に配布した。

また、本会及び税理士会における特定個人情報等の関係諸規則を整備するとともに、税理士会事業における番号の取扱いについて取りまとめた。

4 租税教育への取り組みについて

平成26年の税理士法改正により、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定が本会及び税理士会の会則の絶対的記載事項となったことを受けて会則・規則等が整備され、同年「税理士会租税教育等に関する細則(準則)」が制定された。この細則制定を受け、租税教育等事業について、15税理士会で実施要領を統一的に導入できるよう、「税理士会租税教育等実施要領モデル」を制定した。

租税教育等事業の中心である租税教室は、全国での開催数が順調に増加しており、『租税教育講義用テキスト』や『小中学生向け租税教育副読本「税って何かな?」』を改訂し、本会として教材面からの充実を図った。さらに、副読本と連動したスライドショー教材や特別支援学校等向け教材の検討・制作を進めた。

また、将来の租税教育を担う教員の養成を目的とした寄附講座を、平成27年度は和歌山大学と宮城教育大学に開設したほか、今後の新規開設を目指した働きかけを行った。

このほか、本会は租税教育推進関係省庁等協議会(中央租推協)に賛助会員として参画して連携に注力しており、平成27年5月18日の総会、同年11月11日の運営委員会(中間検討会)に出席するとともに、大阪市において開催された中央租推協主催の租税教育に関するシンポジウムに参加した。同シンポジウムは、税理士118名を含む442名が参加し、「租税教育の充実について」をテーマとしたパネルディスカッションでは、租税教育推進部長がパネリストとして参加した。

5 研修への取り組みについて

会則において研修の受講が義務化され、諸規則も整備されたことを受けて、広く会員に周知するために「研修諸規則Q&A」を策定した。

また、新しい諸規則に対応するために、研修受講管理システムについても、15税理士会で統一化を図る必要があることから、構築に向けた検討を進めた。

研修事業については、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、全国統一研修会、登録時研修及びマルチメディア研修を企画・実施した。

全国統一研修会は、会員数、地域的特性及び各税理士会における事情等を勘案し、延べ101会場において実施した。

登録時研修は、税理士の登録を受けた日から1年以内の者及び登録時研修未受講者を対象とし、全国22会場で3日間にわたり実施するとともに、未受講者に対しては、未受講に関する理由書の提出を求めた。

マルチメディア研修は、「社会保障・税番号制度～実務編～」、「職業倫理について」等、時宜に適った4テーマを収録し、研修ホームページ上にそれぞれ配信した。なお、研修ホームページ内に掲載されている各研修の視聴メニュー画面の平成27年度における総アクセス件数は177,646件(平

成26年度は120,581件)を記録し、平成20年のホームページ開設から平成28年3月末日までのトップページへの総アクセス件数の累計は、635,312件に達した。

なお、研修ホームページについては、研修受講機会の拡充を図るため、税理士会において独自に収録・編集した研修の提供を受け、これを税理士会提供研修として配信するとともに、昨今のIT化への対応として、一部の研修についてスマートフォン・タブレットで視聴可能な方式で配信した。

6 中小企業支援施策の推進について

平成28年3月4日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案(中小企業等経営強化法案)」が閣議決定された。同法案において、認定経営革新等支援機関の業務拡大、経営力向上計画の認定及び支援措置、の2点が新たに規定されており、中小企業・小規模事業者等は、経営力を向上させるための事業計画(「経営力向上計画」)を作り、事業所管大臣の認定を受けることにより、固定資産税の軽減(3年間半減)や金融支援等の特例措置を受けることができるとされている。認定支援機関の7割強を占める税理士・税理士法人は、顧問先に対する経営力向上に係る支援の担い手として期待されている。

同法案への対応のほか、中小企業支援施策を実効性あるものとするために、中小企業庁と緊密に連絡を取り合い、中小企業庁長官をはじめとする幹部との懇談会のほか、担当者同士による意見交換会を定期的に開催し、互いの施策への理解を深めた。

税理士会と地域金融機関との意見交換会(金融懇話会)については、全ての税理士会での開催を目指し、全国信用保証協会連合会、日本政策金融公庫等に協力依頼するとともに、金融機関が税理士制度・税理士業務に対する理解を深めることを目的に、税理士の中小企業支援を広報するリーフレットを作成し、各税理士会へ配付した。

また、各税理士会において組織的・効果的な中小企業支援に係る活動を推進することを目的に中小企業支援に係る研修会を開催したほか、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」の見直しを行い、ホームページに公表した。

7 震災への対応及び大規模災害発生時への取り組みについて

東日本大震災の救援施策として、平成28年1月24日及び2月23日の2日間にわたり、原発事故による被災者に対する無料相談を東北税理士会及び東北税理士会福島県支部連合会との共催により実施した。また、同年2月13日、14日に「税理士記念日行事」の一環として、15税理士会との共催により、宮城県仙台市において被災者に対する無料税務相談を実施した。

平成28年4月に発生した平成28年熊本地震への対応として、救援対策本部を設置し、登録手数料の免除や見舞金の拠出、義援金の募集を行ったほか、国税庁長官に申告書の提出期限の延長等に関する要望書を提出した。

危機管理対策としては、会館建物に係る防災設備の充実強化を図るための検討を進めるとともに、防災備蓄品の更新を行った。

また、近年危惧されている東南海トラフ大地震等の大規模災害が発生した際に、複数の税理士会と本会の被災を想定し、その拠点機能の回復資金とするため、大規模災害対策特定資産として2億円を

積立てた。

8 アジア・オセアニアタックスコンサルタント協会（AOTCA）への支援及び2015年大阪会議について

平成27年10月14日から16日までの3日間にわたり、リーガロイヤルホテル大阪及びグランキューブ大阪（大阪国際会議場）においてAOTCA大阪会議が開催された。今回は、本会がホスト団体を務め、定時総会、役員会、監事会、専門委員会及びタックスカンファレンスには、AOTCAに加盟する14か国・地域の税務専門家団体と、ヨーロッパ税務連合（CFE）及び西アフリカ租税連合協会（WAUTI）の関係役員等、約580名が参加した。このうち日本からは、正副会長会、国際部及び国際税務情報研究会の構成員のほか税理士会の関係役員等、約300名が出席し、その運営に大いに協力した。

また、タックスカンファレンスの講演者として、国内外から税務に関する学者や著名な方々の招聘に尽力した。特にBEP S（税源浸食と利益移転）問題については、財務省財務官で経済協力開発機構（OECD）の租税委員会議長である浅川雅嗣氏を招聘し、10月8日にペルー・リマで開催のG20財務大臣会合で報告された「BEP S行動計画の最終報告書」について、その概要の解説が行われた。

9 税務支援事業への対応について

独自事業については、東日本大震災に伴う原発事故による被災者に対する施策として、東北税理士会及び東北税理士会福島県支部連合会との共催により、1月24日及び2月23日の2日間、福島県内8会場において無料相談を実施し、153件の納税者の相談に応じた。また、税理士記念日行事の一環として、2月13日及び2月14日に15税理士会から会員22名を仙台市内の相談会場（東北税理士会館）に派遣し、被災者に対する無料税務相談を実施し、195件の納税者の相談に応じた。

受託事業については、平成26年度の受託事業の実施結果を踏まえ、平成27年度に向け8項目の要望事項を取りまとめ、国税庁個人課税課宛に提出し、要望事項に対する回答を徴した。また、番号制度導入に伴う無料相談等における納税者の個人番号の取扱いについて、国税庁と意見交換を行い、その結果を税理士会に通知した。

協議派遣事業については、全国商工会連合会と定例協議会を開催し、情報交換及び相互理解に努めたほか、番号制度導入に伴い協議派遣事業において今後個人番号を取り扱うことに鑑み、協議派遣契約書のひな形の作成について検討を進めた。

10 電子申告制度の利用促進及び税理士用電子証明書の取得推進について

電子申告制度の更なる普及・改善を図るための施策として、税の専門家である税理士の視点から「電子申告に関する要望事項」を取りまとめ、国税庁及び地方税電子化協議会に提出した結果、e-Taxにおいて、平成28年1月からWindows10の対応が実現し、また、eLTAXにおいて、平成28年3月に非Java化が実現した。

また、平成28年1月に「税理士のための電子申告Q&A」を改訂し、全文をホームページに掲載

するなど、電子申告の利用促進に努めた。

税理士用電子証明書については、引き続き電子証明書の取得促進に係る周知を行った結果、平成28年3月末日の取得会員数は59,083名、発行数は77,341枚となった。

次世代（第四世代）電子証明書について、さらなる利便性向上を図るためICカードドライバの自動インストールや受領書の送信方法について検討を行った。

1.1 書面添付制度の普及・定着について

書面添付制度の普及・定着方策については、国税庁に対し、引き続き本会及び国税庁間の書面添付制度の普及・定着に向けた協議の場を設けることを要望したほか、税理士会と国税局、支部と税務署との間の協議を円滑に進めるため、国税局及び税務署に対する適切な指示及び指導方を併せて要望した。また、全国における同制度の運用状況に関する情報収集を行い、その結果を踏まえ、今後の国税庁との協議方針について検討した。これらの状況を受け、普及定着方策の一つとして、書面添付制度に関する周知用リーフレットの作成を検討したほか、各国税局が策定した「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート〔相続税〕」を周知するとともに、その活用推進方について各税理士会に協力を依頼した。

1.2 規制改革への対応について

TPP協定について、平成27年10月5日に大筋合意に至り、平成28年2月4日に署名式が執行されたことを受け、税理士制度への影響等を把握すべく、同協定訳文の分析を進めた。

同協定のうち、税理士制度に係る「第10章（国境を越えるサービスの貿易）」においては、原則全てのサービス分野を対象とした上で、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス等の義務が適用されない措置や分野を附属書に列挙する方式（ネガティブ・リスト方式）が採用されており、「附属書投資・サービスに関する留保（現在留保）」では、税理士制度について「税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない」こと等が留保されている。

しかしながら、「附属書10-A（自由職業サービス）」には、資格の相互承認について、一般規定として、「各締約国は、職業上の資格の承認、免許又は登録に係る問題について、2以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する自由職業サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議する」こと、「各締約国は、職業上の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑にすることを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けることを奨励する」こと等が規定されていることから、将来的な税理士制度・税理士業務への影響や今後の対応等について検討を進めるとともに、日本税理士政治連盟の協力の下、国会議員及び関係省庁と意見交換を行った。

1.3 税理士の綱紀の保持、品位の向上及び職業倫理の高揚について

税理士の綱紀保持に係る施策については、非違行為を行った会員に対し、財務大臣による業務の禁止及び停止の懲戒処分がなされたことから、会報「税理士界」に綱紀粛正の徹底を求める記事を掲載

した。また、税理士会に対し、綱紀保持に係る国税当局との協議会及び会員研修会の開催推進方を要請し、所得税確定申告期には、税理士法第52条違反及び名義貸しを未然に防止するための記事を掲載して注意喚起を図った。

さらに、昨今懲戒処分の事例として、名義貸し行為（税理士法第37条の2）が増加している傾向があることに鑑み、この未然防止方策について重点的に検討を行うとともに、職業倫理をテーマにしたマルチメディア研修を実施し、会員への注意喚起を図った。

14 税務相談体制の充実について

本会及び公益財団法人日本税務研究センターの共催、全国税理士共栄会の支援により運営している「税務相談室」について、引き続きその周知に努めた。

当該相談室の平成27年度実績（平成27年4月～平成28年3月）は、総計10,161件（一日平均44件、相談者別内訳：税理士4,826件、一般5,335件、税目別内訳：法人税2,592件、所得税2,508件、資産税3,798件、消費税702件、その他561件）であった。

15 公益活動への対応について

地方公共団体の監査制度については、基礎研修履修者を対象に3日間の実務研修を実施したほか、基礎研修用テキスト「地方公共団体の監査制度 基礎編」の改訂作業を進めた。

政治資金監査制度については、政治資金規正法上の監査実務の円滑な遂行をサポートするとともに、税理士会における指導者を養成することを目的として政治資金監査指導者研修を実施した。

また、平成28年4月1日の改正行政不服審査法施行に伴い、審理員及び第三者機関委員に選任・推薦された税理士並びに税理士会における指導者を対象に改正行政不服審査法に関する研修会を実施した。なお、審理員及び第三者機関の委員として、地方公共団体の推薦依頼に対し、各税理士会から計135名の会員を推薦している。

平成23年7月28日に設置した日税連成年後見支援センターでは、税理士による成年後見制度に係る取り組みについて、広く一般国民への周知を図ることを目的の一つに掲げており、その一環として昨年度に引き続き、平成27年度においても全国一斉無料相談会を全国37箇所において実施した。また、各税理士会成年後見支援センターと連携し各地の家庭裁判所へ表敬訪問を行い、税理士の成年後見制度への積極的な取り組みについて説明を行った。

平成28年1月には各税理士会成年後見支援センターの連携強化等を目的として、相談委員等を対象にした税理士会成年後見支援センター協議会を実施した。

成年後見制度研修については、成年後見人等養成研修に関する研修教材を各税理士会に提供するとともに、平成27年4月には成年後見指導者養成研修を実施したほか、昨年度作成した成年後見制度普及研修DVDの活用策として、登録時研修等においても上映するよう各税理士会成年後見支援センターに働きかけた。

このほか、法定後見及び任意後見業務を補償内容としている成年後見賠償責任保険の適切な運営に努めるとともに、新たに創設した成年後見助成金制度について、その運営を開始し、適正な審査に努めた。さらに、金融機関において成年後見に関する相談があった際の連携を強化するとともに、「日税

連成年後見支援センターHP」により、会員や国民に向けて成年後見に関する情報を適宜発信するなど適切な運営に努めた。

16 対外広報の強化について

対外広報は、税理士・税理士会の認知及びイメージの向上を目的とし、税理士の使命と仕事（社会貢献を含む）を紹介する従来からの路線は踏襲し、ターゲットとして特に今後税理士を目指す学生等にも重点を置くこととした。

平成25年度～26年度はタレントを起用せず、税理士バッジ（会員章）を前面に押し出し展開してきたが、平成27年度は、2年計画での対外広報活動によって、よりイメージの定着を図る基本戦略を立てたことから、一層その効果を高めるため、3年ぶりにタレントを起用し統一キャラクターをホラン千秋とし「税理士は、あなたの頼れるパートナー」をテーマとした。

展開するメディアとしては、日刊紙への出稿のほか、マイナビ学生の窓口など学生に有効なWeb広告も行った。

また、本会ホームページは、デザインの統一化、視認性の向上、税理士を目指す方向けのコンテンツなど、一般利用者向け機能の強化を目的として3月30日にリニューアルした。

（注）本事業活動概況においては、事業年度終了後、総会議案書作成の日までに生じた重要事項についても記述している。